



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 2013年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

平成25年4月

通商政策局国際法務室・  
通商機構部国際経済紛争対策室

# 「不公正貿易報告書」を活用した通商紛争解決の取組

## 不公正貿易報告書

- 外国政府の貿易措置について、専門家(産構審不公正貿易政策・措置調査小委員会。委員長:石黒一憲・東京大学教授)がWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来毎年公表。2013年版で22回目。
- 米国(外国貿易障壁報告書)、EU(貿易・投資障壁報告書)も同様の報告書を定期的に公表。



## 経済産業省の取組方針

「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向け優先的に取り組む案件を選定。併せて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。  
(産業界・同一関心を有する外国政府との連携も促進)

取組方針  
記載  
(14件)

報告書掲載  
(146件)

## 経済産業省の取組

- ・ 外国政府の貿易措置の国際ルール整合性の調査
- ・ 対処方針の立案
- ・ 二国間での是正申入れ
- ・ 多国間での問題提起
- ・ WTO等の紛争解決手続の活用

官民一体の取組を推進

情報提供・要望

結果報告・成果普及

無用な貿易摩擦の回避

措置の問題点を  
指摘・公表

同じ問題意識を有する  
各国とも連携

外国政府

産業界

# 2013年版報告書及び取組方針のポイント

## 不公正貿易報告書

1. 17ヶ国・地域を対象として、合計146の措置の国際ルール上の問題点を指摘。  
新規掲載は10件(昨年度に続き高水準)。
2. 世界金融危機の後に継続していた世界経済の回復基調が欧州財政危機等を受けて鈍化し始めたことを受け、G20メンバー国が新規に導入した保護主義措置の数は減少傾向にあるものの依然として高水準に止まっている。

※ 2013年版報告書では主要新興国の措置を6件新規掲載(主な案件は以下の通り)

- ロシア - 自動車廃車税の導入
- インドネシア - 日本産冷延鋼板に対するAD課税措置
- インド - 電子・情報通信機器の強制規格

3. 2013年の特集として、以下のコラムを掲載。
  - 製品規制を巡る多層的なルール形成の動きについて
  - TBT協定を活用する際の実務的留意点について
  - 米国モデル投資協定の改訂について
  - ロシアのWTO加盟 等

## 取組方針

1. 二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの
    -  インドネシア: 鉱物資源輸出規制等の是正
    -  ロシア: 自動車廃車税の内外無差別化
    -  ブラジル: 自動車工業品税の内外無差別化
    -  ウクライナ: 自動車セーフガード措置の是正
  2. WTO紛争解決手続を開始したもの
    -  中国: 原材料の輸出制限措置の是正  
日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
    -  カナダ: オンタリオ州再生可能エネルギー一固定価格買取制度に係る州産品優遇撤廃
    -  アルゼンチン: 輸入制限措置の是正
  3. WTO勧告の早期履行を求めていくもの
    -  米国: ゼロイングの確実な廃止
    -  E U: 無税とされるべきWTO情報技術協定(ITA)対象製品に対する関税賦課の廃止
- など、優先的に取り組む14件を選定。

### 取組状況

二国間及びWTO各委員会の間を活用し、改善の働きかけを継続。

### 措置の概要

○2008年12月、インドネシア国会は現行の鉱業法の改正（新鉱業法）を可決。2009年1月に大統領の署名を経て公布された。

#### ①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

#### ②国内供給優先義務、最低販売価格の統制

販売量の一定割合を国内で販売することを義務づけ。また、最低販売価格を政府が定める。

#### ③ローカルコンテンツ要求

鉱業従事者にインドネシア国内の物品を優先して使用することを義務づけ。

○2012年5月、インドネシア政府は鉱物資源の輸出税（20%）賦課を決定。



### 経緯

○2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会において懸念を表明。

○2011年10月に開催されたWTO・TRIMs委員会において、米国・EUと連携して懸念を表明。

（2012年5月・10月の同委員会及び、2012年6月の物品理事会においても懸念表明を継続）。

○2011年6月～11月、経済産業大臣から、尼副大統領、経済担当調整大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣、商業大臣にそれぞれ懸念を表明。

○2012年6月の日尼首脳会談において、内閣総理大臣から尼大統領に対して懸念を表明し、再考を要請。

○2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話では、我が国政府及び産業界より、改めて措置の改善や柔軟な対応を要請。

○2012年10月の日尼経済合同フォーラムでは、経済産業大臣及び産業界より、繰り返し懸念を表明し、早期解決を図るため様々なレベルでの対話を継続していくことを確認。

# ロシア・自動車廃車税

取組方針

- ロシア政府は、自動車の輸入者及びロシア国内生産者に対し、廃車税の支払いを義務づけ(2012年9月1日施行)。
- 廃車税の額は排気量、経年数などにより算定(例えば、普通乗用車(新車)では約5万～33万円)。新車に比して中古車には5倍以上の高率の廃車税が課される。
- 廃棄物の安全処理義務を引き受けた国内生産者や、関税同盟諸国産の自動車には不適用。
- 廃車税免除の余地を国産車のみ認め、輸入車への免除の可能性が排除されている点は、内国民待遇義務(GATT第3条)違反の可能性あり。

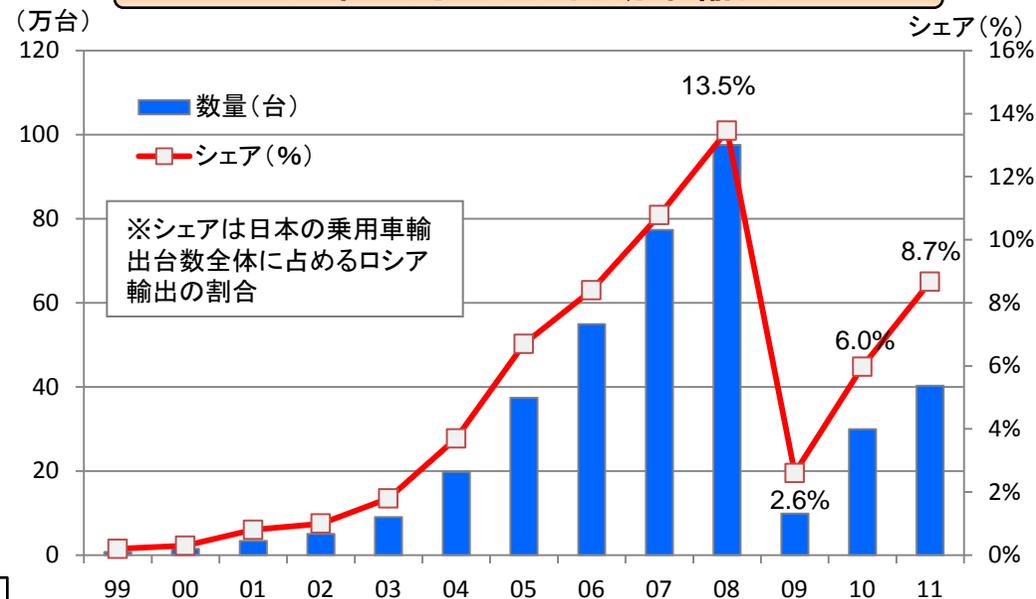
## 我が国の対応

- 2012年6月には経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、9月には同じくロシア第一副首相に対し、懸念を表明。
- 2012年11月、日ロ政府間委員会において外務大臣及び通商政策局審議官よりロシア産業商務省次官に対して懸念を表明。
- 2012年11月及び2013年2月、通商機構部参事官が産業商務省及び経済発展省を往訪し、懸念を申し入れるとともに意見交換を実施。
- 2012年11月及び2013年3月、WTO物品理事会において日米EUより懸念を表明。

## 今後の対応

- ロシア政府は、国内生産者に対する免税の廃止など、廃車税制度を内外無差別なものに改正する意向。
- 改正法案の成立には2013年秋～冬まで要する見込みであり、今後、内外無差別の制度・運用となるよう、制度改正の動き等に注視が必要。

## 日本の対ロシア自動車輸出



(単位: 万台)	2006	2007	2008	2009	2010	2011
乗用車	54.9	77.4	97.6	9.8	29.9	40.3
うち中古車	(33.3)	(44.1)	(51.7)	(4.5)	(9.4)	(9.9)

日本の対ロシア輸出総額: 約9,500億円(2011年)  
(うち輸送機器が65.5%)



# ブラジル：自動車工業品税 (IPI)

## 取組方針

- 2012年10月、ブラジル政府は、2013年から2017年までの5年間、自動車に対する工業品税 (IPI) 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、①燃費基準の達成、②ブラジル国内での製造工程の実施、③国内研究開発等への投資等と引換えに、IPI減税を認める自動車政策 (イノバール・アウト) を発表。輸入車に対する一部減税の余地も認められているが、減税の幅はローカルコンテンツの利用量等に応じる模様。
- 本措置は、税の免除という利益を受けるうえで輸入車を不利に扱っておりGATT第3条 (内国民待遇義務) に、また、ローカルコンテンツの利用を奨励している点でGATT第3条及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条(b)号等に抵触する可能性がある。

### イノバール・アウトへの参加条件

- ①2017年10月までに所定の燃費基準の達成 (2017年新車燃費を2012年比で12%程度改善)
- ②組み立て、プレスなど国内での一定の自動車製造工程の実施
- ③一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資
- ④省エネラベルプログラムへの参加



### 参加企業に与えられる税制優遇措置

- ①参加企業がブラジル国内で生産する自動車に対して一定期間IPIを「免税」する
- ②参加企業が輸入する自動車に対して、年間4800台を上限に、参加企業のローカルコンテンツの利用量等に応じてIPIを最大30%「減税」する

(注) 条件や優遇措置の詳細は、企業の活動状況 (①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業) により異なる。

### 背景

- 近年、ブラジルの自動車輸入台数は増加 (2011年輸入車登録台数: 約86万、登録台数全体の31%)。特に、中韓の輸入車の伸びが大きい。

#### 輸入車の増加に対するブラジル政府の対応

- 2011年12月16日より2012年末までの間、自動車に対する工業製品税 (IPI: 内国税) を30%引上げ (IPI: 4~25% → 新税率34~55%)。
- ただし、①メルコスール域内ローカルコンテンツ率65%以上、②ブラジル国内での一定の製造工程の実施、③総売上げの0.5%以上を国内研究開発に投資等の条件を満たすメーカーが製造・販売する国産車等はIPI引上げを免除。
- 上記の条件により、輸入者の税減免が困難であり、実質的には輸入車に対する増税。
- 本制度は時限措置として2012年末に失効したが、2013年より自動車政策 (イノバール・アウト) が施行され、同様の制度として継続。

### 我が国の対応

- 2012年5月及び11月、経済産業大臣より、ブラジル開発商工大臣に対し、WTOルール抵触の可能性を指摘。
- 2012年11月、日伯貿易投資促進合同委員会において、経済産業審議官より懸念を表明するとともに、情報提供などの協力を要請。
- 2011年10月のWTO市場アクセス委員会及び2012年11月・2013年3月のWTO物品理事会において、米EU豪とともに懸念表明。

### 経緯

2011年7月:ウクライナ政府が乗用車に対するSG調査を開始

2012年4月:ウクライナ政府が調査結果報告書を提示(追加税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、排気量1500-2200cc:15.1%)

同月:ウクライナ貿易委員会がSG措置発動を決定(最終決定の内容や措置開始時期は未公表)

2013年3月:措置発動を公告。公告日(3月14日)から30日後に発効(3年間有効)

追加税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、排気量1500-2200cc:12.95%となり、日本からの輸出分だけで年間約17億円(推計)の追加関税が賦課される見込み。

ウクライナの輸入台数は2008年から2010年にかけて大幅に減少(2010年の日本からの輸入台数も2008年との比較で増加していない)。

→「輸入の増加」、輸入増加と国内産業の損害の因果関係等のSG措置の発動要件を満たさない懸念あり。

### これまでの対応

2011年10月、2012年4月

WTO・SG委員会で問題提起(10月:EU、4月:EU・韓国と連携)

2012年3月

経済発展・貿易省にて公聴会開催、在ウクライナ大使館が出席

2012年6月

製造産業局長から経済発展・貿易大臣に措置の発動中止を求めるレターを发出

2013年3月

WTO・物品理事会において問題提起

2013年4月

ウクライナに対してSG協定に基づく協議を要請  
キエフにおいて経済発展・貿易省と会談し、本措置の撤回を要請

ウクライナの乗用車輸入台数(単位:千台)

2006	2007	2008	2009	2010
178.9 (+69%)	259.6 (+45%)	376.0 (+45%)	61.3 (-84%)	106.7 (+74%)

出所:ウクライナ輸入車協会

ウクライナ向け日本車輸出台数(※第三国からの輸出は含まず)(単位:台)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
1000cc-1500cc	2,506	6,349 (+153.4%)	1,109 (-82.5%)	2,021 (+82.2%)	2,328 (+15.2%)	1,304 (-44.0%)
1500cc-2200cc	33,692	45,212 (+34.2%)	4,200 (-90.7%)	6,987 (+66.4%)	11,576 (+65.7%)	8,157 (-29.5%)
合計	36,198	51,561 (+42.4%)	5,309 (-89.7%)	9,008 (+69.7%)	13,904 (+54.4%)	9,461 (-32.0%)

出所:日本自動車工業会

【参考:ウクライナにおける乗用車販売台数(単位:千台)】

	2008	2009	2010	2011	2012
総市場	610.2	175.2(-71.3%)	169.5(-3.2%)	207.4(+22.4%)	237.6(+14.5%)
(内輸入車)	295.5	114.7(-61.2%)	119.9(+4.5%)	135.6(+13.1%)	204.9(+51.1%)

(ウクライナの自動車メーカーの乗用車生産台数(2012年) 合計69.7千台)

出所:ウクライナ自動車工業会、ウクライナ輸入車協会



### 措置の概要

- 中国政府は多くの原材料品目について輸出割当てで輸出数量を制限。
- また、高率な輸出税を賦課(2011年、コークス:40%、亜鉛:30%、レアアース:最大25%)。
- さらに、輸出許可制度において輸出可能な者を管理。
- 輸出割当てはGATT第11条第1項(輸出制限の一般的禁止)違反。  
輸出税は中国のWTO加盟議定書(輸出税の撤廃義務)違反。



### 経緯及び今後の動き

- 2012年3月、レアアース、タングステン、モリブデンの3品目について、米国・EUとWTO協定に基づく協議を要請。  
4月に中国とのWTO協議(日米EU合同)を実施。
- 協議結果を踏まえ、6月、米国・EUとパネルの設置を要請。7月、パネルが設置された。
- 2013年末頃にパネル報告書発出予定。
- なお、原材料9品目(米国・EU・メキシコの先行事案)に関し、中国政府は2012年末の履行期限までに勧告を履行(ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコンカーバイド、亜鉛の5品目について輸出割当てを撤廃。ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の7品目について輸出税を撤廃。また、黄リンは議定書遵守の譲許レベルを維持)。

#### 【参考】原材料9品目に関する先行事案(米国・EU・メキシコ対中国)の概要

##### ①対象

ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の輸出数量制限・輸出税の賦課等

##### ②経緯

2009年6月、WTO協定に基づく協議要請。12月、パネル設置。2011年7月、パネル報告書が公表(米EU墨の勝訴)。中国は上級委員会に上訴するも、2012年1月、上級委はパネル判断を概ね支持する報告書を公表。

##### ③論旨

- ・輸出税は中国加盟議定書違反であり、GATT第20条の例外条項の適用はない。
- ・輸出数量制限は環境保護例外を定めたGATT第20条(b)号、資源保護例外を定めた同条(g)号適用の要件を満たさず、正当化されない。
- 環境保護や資源保護は、国内の環境規制や生産数量制限で対応することが基本。



- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査について、AD課税を行う最終決定を公告(今後、5年間AD税を賦課)。(本件調査は、2011年9月に開始。2012年5月には仮決定が出され、暫定AD税が賦課されていた。)
- ◆ 本件AD措置は、損害・因果関係の認定の誤りや調査手続の瑕疵といった点で、WTO・AD協定に違反する可能性が高く、我が国鉄鋼業界からもWTO紛争解決手続の活用が要望されたことから、2012年12月20日、日本政府としてWTO協定に基づいた二国間協議の実施を中国政府に対して要請。2013年1月31日～2月1日に同協議を実施。
- ◆ 2013年4月11日、協議結果を踏まえ、日本政府はWTOに対し、パネル設置を要請。

### 概要

[対象国] 日本、EU

[AD調査期間] 2011.9.8～2012.11.8

[中国輸入量] 2010年 約6,500トン(日本6割、EU3割)  
2011年 約8,000トン(日本8割、EU1割)

[日本企業に対する最終決定ADマージン] 9.2～14.4%  
※EUの最終決定マージンは、9.7～11.1%

### 国際ルール上の問題点等

■日本の輸出製品の殆ど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼。中国国内で競合関係は存在せず、中国産業への損害はないと思われる。

■本件AD措置は以下の点等でWTO・AD協定に不整合の可能性が高い。

- ・損害認定の誤り
- ・因果関係認定の誤り
- ・重要事実開示の不十分

### これまでの経緯

- 2011年9月8日：中国商務部がAD調査開始を公告
- 28日：日本企業が応訴(調査参加登録)
- 10月14日：経済産業大臣から商務部長に対し、本件鉄鋼ADの日本企業への留意を要請
- ～：経済産業審議官、製造産業局長等から商務部及び工信部等高官に日本製品の除外を要請
- 2012年5月8日：商務部がAD措置仮決定を公告(9日から暫定AD税賦課)
- 5月12日：経済産業大臣から商務部長に対し、日本製品の除外を要請
- 8月7日：商務部が産業損害調査に関する重要事実を開示
- 8月31日：商務部が調査期限を半年(2013年3月8日まで)延期する旨公告
- 9月26日：商務部がダンピング調査に関する重要事実を開示(ダンピングマージンを見直し)
- 11月8日：商務部が最終決定を公告
- 12月18日：日本鉄鋼連盟と特殊鋼倶楽部の連名で経済産業大臣に対しWTO紛争解決手続による解決を求める要望書を提出
- 12月20日：日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請
- 2013年1月31日～2月1日：二国間協議実施(東京)(EU第三国参加)
- 4月11日：日本政府はWTOに対し、パネル設置を要請



## 概要

- 2009年5月、カナダ・オンタリオ州は“Green Energy Act”を制定し、再生可能エネルギー由来の電力の固定買取制度(Feed in Tariff(FIT))を創設。同制度で買取対象の電力は「オンタリオ州内で一定割合以上の付加価値が加えられた発電設備で発電されたものでなければならない」と規定(ローカルコンテンツ要求)。
- GATT第3条第4項(内国民待遇)・補助金協定第3条第1項(b)(国内産品優先使用補助金の禁止)に違反。
- 本件の問題解決に加え、他国への類似措置の拡散防止も重要。

### 輸入された太陽光パネル等

輸入された太陽光パネルはローカルコンテンツ要求を満たさないため、発電事業者等は購入しなくなる。



### オンタリオ州電力庁



### 発電事業者等



### オンタリオ州で製造された太陽光パネル等

オンタリオ州内で部品調達や組立てを行い、ローカルコンテンツ要求を満たすことが可能



**ローカル・コンテンツ要求**

## 経緯及び今後の動き

- 2010年6月 APEC貿易大臣会合の際に経済産業大臣・外務大臣からカナダ国際貿易大臣に是正の申入れ。
- 2010年9月、WTO協定に基づく協議を要請。10月、WTO協議を実施。
- 2011年1月 オンタリオ州はローカルコンテンツ比率を60%に引上げ。
- 2011年6月 協議でカナダ側から前向きな回答が得られなかったため、パネル設置を要請。7月、パネルを設置。
- 2011年8月 EUがWTO協議要請。
- 2012年3月・5月 パネル会合を開催(日EU合同。米国は第三国参加し、日EUの主張を支持)。
- 2012年6月 APEC貿易大臣会合の際に経済産業大臣から国際貿易大臣にパネル判断発出前の自発的な是正の申入れ。
- 2012年12月 パネル報告書公表(日EUの主張を概ね認め、カナダに是正を勧告)。
- 2013年2月 カナダ(5日)、日本・EU(11日)がそれぞれ上訴。
- 2013年5月初旬 上級委員会報告書発出予定。



# アルゼンチン: 輸入制限措置

## 取組方針

- 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは**輸入許可制度**を導入(400品目(HSベース)を対象)。さらに、2011年2月、**対象品目を600品目に拡大**。輸入許可発給には、**100日以上を要する**ケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- さらに、輸入事業者に対して**輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置)**及び**事前宣誓供述制度**を導入し、輸入を制限。
- 2012年5月、EUはアルゼンチンに対してWTO協定に基づく二国間協議を要請。  
8カ国(日本、米国、カナダ、豪州、メキシコ、ガテマラ、トルコ、ウクライナ)が第三国参加(オブザーバ)。
- 2012年8月、日米メキシコが二国間協議要請し、9月に協議を実施。
- 2012年12月、日本は、米EUとともにパネル設置要請。2013年1月28日、パネルが設置された。
- アルゼンチンは、パネル設置直前の2013年1月26日、輸入許可制度を撤廃する等、状況は一部改善。もっとも、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前宣誓供述制度)は依然として存続。

### 措置の概要



○WTO・GATT第11条(輸入規制を原則禁止)に違反。  
○事実上、品目によっては**輸出が不可能になっている状況**も発生しており、日本企業に影響。

### 我が国からの申入れ等

- 2009年より、経済産業審議官・通商機構部参事官、外務審議官、在アルゼンチン大使からの申入れを継続。
- 2011年6月には、日本機械輸出組合・電子情報産業技術協会(JEITA)がアルゼンチン商工長官あてに、改善を求めるレターを发出。
- WTO物品理事会・輸入ライセンシング委員会において懸念表明を継続。2012年3月に開催された物品理事会では、日米EUを含む14カ国地域が共同で懸念を表明。
- 2012年7月、日本の産業界が改めて政府の対応を要請。  
※日本貿易会、日本機械輸出組合・電子情報技術産業協会、東京商工会議所・日本商工会議所から改善要望



### 成果ポイント

- 2012年2月、日米間で覚書に合意。米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。

### 措置の概要

- 米国は、「ゼロイング」という不当な計算方法で外国企業のダンピング輸出を認定し、アンチ・ダンピング税を課税。
- 日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられている。年間対米輸出約116億円について、AD税を年間約10億円過剰支払い。

### 経緯

#### 1. これまでの経緯

- 2004年11月、米国に対してWTO協議要請。
- 2007年1月、上級委員会はゼロイングがWTO協定違反であることを認定し、米国に対しゼロイング廃止を勧告。
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定。
- 2010年4月、米国の勧告不履行への対抗措置（米国からの輸入品に対する報復関税賦課）の金額を決定する仲裁手続へ。
- 同年12月、日米合意により仲裁手続を停止。
- 2012年2月、日米間で紛争解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。
- 同年8月、覚書に基づき、対抗措置申請を撤回（仲裁申立ても取下げ）。



#### 2. 今後の動き

- 新規則に従い、ゼロイングが確実に廃止されるか、引き続き米国の運用を注視。



# EU:IT製品への不当な関税賦課

## 成果ポイント及び取組状況

- 我が国から輸出される**複合機**はEU各国で**無税通関**している。
- フラット・パネル・ディスプレイ**について、パネル報告書の完全履行のための**申入れを継続**。

## 措置の概要

- EUは、WTO情報技術協定(Information Technology Agreement)の参加国であり、対象IT製品の関税を0%とする義務があるが、本来無税とされるべきIT製品(複合機、PC用モニター等)に対して関税を賦課。 ※EUは、技術進歩による多機能化・高度化を理由に、ITA対象外の製品であるとした。
- 日本企業のEUへの輸出は複合機だけでも約2,400億円程度、年間約140億円の関税を過払い。



コピー、FAX、プリンタの機能を持つ複合機  
EU税率 6%



DVI端子付きPCモニター  
EU税率 14%



録画機能付き  
セットトップボックス  
EU税率 13.9%

## 経緯

- 2008年5月、米国、台湾とともにWTOに協議要請。同年9月、本件を審議するパネル(小委員会)設置。
- 2010年8月、パネルは**我が国の主張を全面的に認める報告書を発出**。EUは上訴せず、同年9月、同報告書が採択され、**WTOがEUに是正を勧告**。
- EUは、2011年6月25日付官報で**履行措置を公表**。
  - ・複合機:6%課税を撤廃(なお、コピー機能を主とするものは2.2%課税)
  - ・STB:原則無税化 (注)PC用モニター:一律14%を課税する規則は既に廃止済み。
- EUは、2012年2月9日付官報で、多機能複合機の分類基準にかかる新規則を公表。我が国から輸出される**複合機はEU各国で無税通関**している。

## 今後の動き

- フラット・パネル・ディスプレイについて、EUの関税率表がパネル報告書と整合的に設計・運用がなされるよう申入れを継続。

## 特集記事①：TBT協定を活用する際の実務的留意点について

○WTO・TBT協定<sup>(\*)</sup>は、各国政府の過度に貿易制限的な製品規制を規律する国際ルール。個別企業の戦略的観点からは、本協定を効果的に活用することによって、外国政府の貿易制限的な製品規制による損害を未然に防ぐことが期待できる。

○近年、TBT協定の解釈が、TBT委員会やWTO判例を通じて明確化しつつある。

○本コラムでは、我が国産業界が外国政府の貿易制限的な製品規制に直面した際にWTO・TBT協定をどのように活用して対応すべきか、という処方箋をまとめた。

1. 問題発見のための視点 : 協定整合性の判断のポイントを整理
2. TBT協定の具体的活用方法: 対応の段階別(措置の分析→外国政府への照会→TBT委員会→WTO紛争解決手続)に、実務上の留意点を整理

(\*) TBT協定(Technical Barriers to Trade: 貿易の技術的障害に関する協定)は、各国の製品規格・認証手続を規律する協定。今年度は、本新規コラムと併せ、第Ⅱ部第10章(基準・認証制度)を抜本的に改訂し、明確化しつつあるTBT協定の解釈等を追記。



## 特集記事②：製品規制を巡る多層的なルール形成の動きについて

○近年、国境を越える企業活動が増大・多様化する中で、我が国企業が新興国の国内規制を巡る問題に直面するケースが増加。製品規制に関する問題が、各国政府・企業にとって重要な関心事になっている。

○そうした中で、様々なプレイヤーが製品規制に関する多層的なルール形成の取組。

- ・EUは自らの影響力が強い国際標準化機関による国際規格策定を推進し、その規格を各国に導入させることでヨーロッパ産業界の利益になる規制調和を企図。
- ・米国は伝統的に産業界主導の標準化を重視し、各国に対しては、米国の標準化機関の影響力拡大を図り、そこで策定される規格を受け入れるよう働きかけることが基本方針。
- ・企業の中には、各国の製品規制を巡るルール形成に積極的に参画し、自らに有利なビジネス環境を整備することに成功しているものもある。

